

逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定の概要について

1 環境クリーンセンターへ搬入するときの処理手数料及び処分費用

(1) 一般廃棄物（条例*第30条・別表第1）

現行	改定後
10 kgあたり <u>250 円</u>	10 kgあたり <u>350 円</u>

（注）＊：「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」

(2) 産業廃棄物（条例*第31条・別表第2）

現行	改定後
10 kgあたり <u>240 円</u>	10 kgあたり <u>350 円</u>

2 施行期日

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日

3 改定理由

(1) 一般廃棄物

事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料は基本的には原価相当額が基準となるべきものですが、大きな値上げは事業者を圧迫することが考えられることから、前回、2016 年（平成 28 年）10 月の処理手数料の改定では、処理原価の約 7 割としました。

今回の改定に当たっても同様の考え方を保持しつつ、段階的に処理原価相当額を目指すに当たっては、当面は近隣自治体を参考として、10 kgあたり 350 円（過去 3 年間平均の 9 割相当、2022 年度（令和 4 年度）の 8 割相当）で設定し、引き続き処理原価相当額までの見直しを検討していくことが適当と考えます。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物は、事業活動に伴って排出され、量的または質的に環境汚染の原因となる可能性があるものとされており、逗子市の一般廃棄物処理施設においては処理を行わないことが原則です。限定的に指定している市で処分する産業廃棄物についても、事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の取り扱いも踏まえ、老朽化する市の施設で中間処理することでの負担や、排出事業者の責任の下で処理することが原則であることに鑑み、最終処分を含む処理原価及びその見込額を基に処分費用を事業系一般廃棄物と同額の 10 kgあたり 350 円に設定すべきと考えます。

※詳細については、別紙「「逗子市事業系一般廃棄物等の持込み処理手数料の改定について」の考え方」に記載してあります。